

益田市風力発電施設建設等に関するガイドライン

令和3年10月

益 田 市

益田市風力発電施設建設等に関するガイドライン

1 目的



地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまちを目指します

本市では、豊かで活力のある持続可能なまちづくりの実現を目標に、令和2年3月に「益田市協働のまちづくり推進条例」を制定し、行政はもちろん地域住民や地域自治組織、事業者など、多様な主体が共通の目標を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で協働し、ともに取り組むことを規定しました。

また、国際社会においては、SDGsの達成に向けて取り組みを始めていますが、本市においても、まちの将来像「ひとが育ち 輝くまち 益田」を実現するため、本市にとって身近な目標である「益田市版SDGs」(第6次益田市総合振興計画参照)を設定しました。

このような観点を踏まえ、「益田市風力発電施設建設等に関するガイドライン」を策定するものです。

本ガイドラインは、本市において風力発電の施設を建設するにあたり、環境面及び景観面から調和のとれたものとするため、建設等を行う事業者が自主的に遵守すべき事項や調整手順をあらかじめ示すことにより、生活環境の保全と風力発電施設等の建設、運営管理の適正化を図ることを目的とします。

2 対象

(1) 対象施設



自然を活かしたエネルギーでクリーンなまちを目指します

発電設備容量にかかわらず全ての風力発電施設等の新設、増設又は大規模な改修(以下「建設等」という。)を行う場合を対象とします。ただし、極めて小型のもので、第三者に影響を及ぼさない場合は対象外とします。

(2) 対象地域

本ガイドラインの対象地域は市内全域とします。

(3) 制限対象区域

次の区域は制限対象区域とし、原則建設を認めません。



地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまちを目指します

ア 益田市景観計画、益田市文化財保存活用地域計画、益田市森林整備計画等、市の計画推進に影響を及ぼす区域



豊かな水辺環境がいつまでも残るまちを目指します

イ 飲料用取水施設の周辺区域

周辺区域とは、地表水の場合、取水地点及び集水区域の全部を基本とし、地下水の場合、取水地点から半径1kmの範囲を基本とする。



豊かな水辺環境がいつまでも残るまちを目指します

ウ 河川への土砂流出等、著しく水質に悪影響を及ぼす可能性が高い区域



地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまちを目指します

エ 住宅から水平距離で600m又は設備全高の4倍以上の距離のいずれか長い距離以内の区域（これ以上であっても、1000mの範囲について、地域関係者との十分な事前調整が必要な調整エリアとします。）



地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまちを目指します

オ その他地域特性等により不適と認められる区域

3 建設等に当たっての整理事項

事業者が自主的に遵守すべき事項を以下のとおり示します。

(1) 地域との関係構築



誰もが安心・安全を感じられるまちを目指します

事業計画作成段階から地域住民や各種関係団体（以下「地域住民等」という。）と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民等に十分配慮して事業を実施すること。

地域住民等とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーション方法について、自治体と相談するよう努めること。

地域住民等から事業について理解を得られること。

(2) 複数の事業による複合影響



地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまちを目指します

工事時期が重なる建設等に限定せず、既に供用されている施設も加味し環境影響を調査すること。

(3) 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築



地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまちを目指します

保守点検及び維持管理に係る実施計画を策定し、それを実施するための体制を構築すること。

(4) 非常時に求められる対処



自然災害に強くしなやかなまちを目指します

発電設備の異常又は破損等により近隣への被害が発生する恐れがある場合又は発生した場合、自治体及び地域住民へ速やかにその旨を連絡すること。

また、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講ずること。

被害が発生し損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うこと。

(5) 市への協力



誰もが安心・安全を感じられるまちを目指します

市が行う施策等に積極的に協力するとともに、地域住民等の活動支援、環境整備、雇用創出等、地域貢献に努めること。

(6) 計画的な廃棄等費用の確保



地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまちを目指します

発電事業が終了した時点で必要となる、風力発電設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用の総額を算定したうえで、事業計画を策定すること。

4 建設等に係る届出等



地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまちを目指します

(1) 届出

建設計画が明らかになった段階で、風力発電事業の実施に係る届出書（様式1）に関係書類を添えて、市に提出してください。

届出書提出後であっても、住民説明会の実施結果について随時報告してください。また、関係法令に基づく協議状況においても同様とします。

(2) 届出に対する審査

市長は、届出書の提出があったときは内容を精査し、本ガイドラインの項目に適合していると認められない場合は、任意での変更を求めることとします。

(3) 環境影響評価法の手続きにおける意見具申

市長は、本ガイドラインに適合していると認められない場合は、環境影響評価法の手続きにおける市長意見に反映させることとします。

(4) 環境審議会の開催

市長は、必要があれば環境審議会を開催し、住民（委員）等の意見を聞くことがあります。

5 その他



地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまちを目指します

環境影響評価法の手続き中の事業に対しては届出書の提出は求めませんが、本ガイドラインを適用します。

建設等にあたり、地域住民等から事業者へ申入れのあった事項については、速やかに市へ報告するとともに誠意をもった対応を求めることとします。

なお、本ガイドラインは、今後の社会経済環境の変化等により、必要に応じて随時見直すものとします。

附則

このガイドラインは、令和3年10月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

益田市長 様

住 所

(法人は所在地)

氏 名

(法人は名称及び代表者氏名)

〇〇風力発電事業の実施に係る届出書

下記により〇〇風力発電事業を計画したので、関係書類を添えて届出します。

1 事業の名称

2 事業主体

3 事業予定地

4 事業規模

5 運転開始予定時期

6 担当部署・担当者氏名

7 関係書類

- ・会社概要
- ・事業計画の概要（目的・事業内容・スケジュール等）
- ・事業予定地の位置図
- ・主要な展望地から景観の変化を予測した合成図等
- ・校区及び地区自治会の住民への説明会議事録及び確認書類
- ・その他、関係する資料